太平洋クロマグロに関する委員会指示について

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで大宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

- ① 平成 24 年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数 1.3 万隻)、
- ② 平成25年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数1.7万隻)(令和5年4月現在)

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新(今回で6回目の更新)している。<u>現行の承認期間は令和7年3月31日</u>までのため、<u>各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示</u>を発出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

なお、新しい委員会指示の発出に伴い、「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領」の改正も併せて行う。

2. 新しい委員会指示の概要

旧被承認者からの地位承継が困難な場合における、新規承認条件を規定することにより、希望者へのクロマグロの採捕を可能にする。

(1)承認条件について

従来の条件に変更なし

(2)規定の追加

現被承認者から地位を承継することができない場合は、くろまぐろの漁獲を行わせる機会の付与が可能な場合に限り、国際的に定められた管理措置の範囲において、承認することができる。

(3)承認期間について

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

※ なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きの観点から、承認期間の前に3ヶ月の期間を加えて設定する。

3. 本日の資料

- (1) 資料1-1 太平洋クロマグロに関する委員会指示について
- (2) 資料1-2 瀬戸内海広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁 業の承認に係る委員会指示(新旧対照表)(案)
- (3) 資料1-3 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第47号(案)
- (4) 資料1-4 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 47 号の6の (1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者へ の対応及び処分方針(新旧対照表)(案)
- (5) 資料1-5 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 47 号の6の (1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者へ の対応及び処分方針(案)
- (6) 資料1-6 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 47 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(新田対照表)(案)
- (7) 資料1-7 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 47 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)

(下線の部分は改正部分)

改正後

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十一条第一項の規定に基づき、 沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

令和六年十一月二十九日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「瀬戸内海」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第百五十二条第二項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条に規定する瀬戸内海
- (2)「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であって、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業
- イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業
- ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業
- ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
- 二 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業
- ホ 法第五十七条第一項の規定により府県知事が定める規則に定める知事許可漁 業のうち、次に掲げる漁業
 - (イ) 小型定置漁業
 - (口) 小型定置網漁業
 - (ハ) つぼ網漁業

改正前

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十一条第一項の規定に基づき、 沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

令和四年十二月九日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「瀬戸内海」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第百五十二条第二項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条に規定する瀬戸内海
- (2)「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であって、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業
 - イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業
 - ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業
 - ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
 - 二 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第 二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げ る漁業
 - ホ 法第五十七条第一項の規定により府県知事が定める規則に定める知事許可 漁業のうち、次に掲げる漁業
 - (イ) 小型定置漁業
 - (口) 小型定置網漁業
 - (ハ) つぼ網漁業

2 操業の禁止

令和上年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

- (1) この指示の有効期間の開始の日の前日(令和六年十二月三十一日)において、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十二号の3の(1) 又は4の(4) の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者(以下「旧被承認者」という。)で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。
- イ 令和<u>工</u>年一月一日から令和<u>六</u>年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲 実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であって、申請者の住所の所在地の都道府県の 水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持 する必要があり、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない 旨の意見書がある場合は、この限りではない。

- ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に 係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意 見書があること。
- ハ 法第百二十一条第四項で準用する同法第百二十条第十一項の規定に基づく農林 水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していな い者ではないこと。
- ニ 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。
- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

2 操業の禁止

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

- (1) この指示の有効期間の開始の日の前日(令和四年十二月三十一日)において、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十六号の3の(1)又は4の(4) 若しくは(5) の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者(以下「旧被承認者」という。)で、次に掲げるイから二までの条件を満たす者は、令和五年四月一日から令和上年三月三十一日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和五年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。
- イ 令和<u>二</u>年一月一日から令和<u>四</u>年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲 実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であって、申請者の住所の所在地の都道府県の 水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持 する必要があり、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない 旨の意見書がある場合は、この限りではない。

- ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に 係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意 見書があること。
- ハ 法第百二十一条第四項で準用する同法第百二十条第十一項の規定に基づく農林 水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していな い者ではないこと。
- ニ 申請者が、次の①から③までに掲げる者に該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

- ② 法人であって、その役員又は使用人(操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。)の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (2) 令和上年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、瀬戸 内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、当該者の住所の所在地 の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に 支障がない旨の意見書がある場合、旧被承認者に代わって、(1) の規定による 承認を受けることができる。この場合、(1) のイ及びロの条件は適用しない。
- (3) 瀬戸内海において沿岸くろまぐろ漁業を新たに営もうとする者(以下(3)に おいて「当該者」という。)であって、かつ、旧被承認者から地位を承継するこ とのできない者は、(1)の規定にかかわらず、使用する船舶ごとに、令和七年 二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。この場合におい て、委員会は、当該者が(1)のハ及び二の条件並びに次に掲げるイ及びロの条件を満たすと認めるときは、承認するものとする。
 - <u>イ</u> <u>当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について</u> 次に掲げる①及び②を満たす旨の意見書の提出があること。
 - ① 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること
 - ② 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の 都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、かつ、当該者に対し、くろま ぐろの漁獲を一キログラム以上行わせる機会の付与が可能であること
 - <u>ロ</u> <u>イの意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、国際的に</u> <u>定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されるこ</u> と。
- (4) (1) 又は(3) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第十条第一項の規定による登録の謄本(以下「原簿謄本」という。)及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあっては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一

- ② 法人であって、その役員又は使用人(操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。)の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (2) 令和五年二月十二日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わって、(1) の規定による承認を受けることができる。この場合、(1) のイ及びロの条件は適用しない。

(新設)

(3) (1) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第十条第一項の規定による登録の謄本(以下「原簿謄本」という。)及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあっては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による

項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、 原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の(1) 又は<u>(3)</u>、4の(2) 若しくは(4) の承認をした ときは、その被承認者(以下「現被承認者」という。) に別記様式第二号によ る承認証を交付する。
- (2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2) の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあっては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (4)委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及び三の条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。
- (5)(4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付 を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の(1) 又は4の(2) 若しくは(4) の承認をしたときは、 その被承認者(以下「現被承認者」という。) に別記様式第二号による承認証 を交付する。
- (2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2) の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に 所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場 合にあっては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。た だし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定に よる登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本 の添付を省略することができる。
- (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及び二の条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。
- (5) (4) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被 承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第 五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならな い。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の 規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原 簿謄本の添付を省略することができる。
- (6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

5 承認証の再交付の申請

- (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。
- (2) 3の(4) 並びに4の(3)、(5) 及び(6) に規定する現に所持している 承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場 合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代え ることができるものとする。

6 承認の取消し等

- (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。
- (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り 消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務 局に返納しなければならない。
 - イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合
 - ロ 法第百二十一条第四項において準用する法第百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和<u>七</u>年一月一日から令和<u>九</u>年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

5 承認証の再交付の申請

- (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。
- (2) 3の(3) 並びに4の(3)、(5) 及び(6) に規定する現に所持している 承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場 合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代え ることができるものとする。

6 承認の取消し等

- (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。
- (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り 消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務 局に返納しなければならない。
 - イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合
 - ロ 法第百二十一条第四項において準用する法第百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和工年一月一日から令和七年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所:

氏名:

沿岸くろまぐろ漁業について、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十七号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

	都道府県		所属漁協・支	所			
		現行・新規(どちらかに〇)			変更(該当項目のみ記入)		
	承認番号	(新規の場合	合は空欄)				
	氏 名						
申請者住所							
使用	船名						
使用する船	漁船登録番号						
船舶	船舶総トン数						
	漁業の方法						
	操業海域						
操業予定時期							
	水揚げ市場 (又は漁協)						
	備考						

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者(職・氏名):

※1申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

※2水揚げ市場(又は漁協)について複数ある場合は全て記載すること。

瀬戸 ,内海広域漁業調整委員会指示第四十七号

づき 漁業法 沿岸くろまぐろ漁業 (昭 和 二十 兀 年法 に 律第二百六十七号)第百二十 こついて、 のとおり指示する -一 条 第 項 \mathcal{O} 規定

六年十 一月二十九 瀬日

戸 内 海 広 域漁業調 整委員会 会長 今井

指示 戸 広 域 漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業 \mathcal{O} 承認に 係 る委員 会

定義

ころによる。 この指示にお 1 て、 次 の各号に掲げる用語 の意義 は 当該各号に定め

- $\widehat{1}$ 三十号)第十六条に規定する瀬戸内海 という。)第百五十二条第二項及び漁業法施行令 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下 (昭和二十五年政令第
- (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のい 業であって、 動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業 ず れにも該当しな
- ロイ 法第六十条第三項に規定する定置漁業
- 法第六十条第五項に規定する共同漁業
- 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁
- 第三号に掲げる漁業 号)第二条各号、 7) 第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十 一項第二号若しくは十八年農林省令第五
- ホ 事許可漁業のうち、 法第五十七条第一 次 項の規定によ に掲げる漁業 り府県 知 事が 定 \Diamond る 規 則 に 定め
- 7
- つぼ網漁業小型定置網漁業 が理定置網漁業 業

2 操業 の禁止

て、 とき 令和七年四月 戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、瀬 は戸 この限り 業調整委員会 4 戸 の 内 承 認)規定によ)規定によ

- 1 日までの 員会 に営ん ニま 場合には で の承認を受け の条件を満 間に、 示 使用す る 戸の 瀬 るこ える船 戸 た 内海 す ょ 域 下 とが 舶 者 る 加ごとに、令和七年毎において、沿岸へ には 委員 できる。 承 会 整 令和七年四月一日から令 て、 認者 の承 委員 会指示第 前 沿岸くろまぐろ漁業を営も 認を受け と 日 いう。 年二月十日までに 四十二号の 7 和 沿岸 で、 Ż 和次 ろまぐろ漁業を現 九年三月三十一 K 3 月 掲げる の つ 三十 申 (1) 又は に うとする イから
- ぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること 令和五年一月一 日 から令 和 六年十二月三十一日 ま で \mathcal{O} 間 に < ろ ま

別漁獲可能量の遵守に支障認者に係る承認を保持する 都道府県の ではない ただし、 水産主務 前段に該当 課長 しな 12 がない旨 よる、 V 場合であ 当該都道府県 り、 の意見書が って、 カュ ?つ当該都道: 申請 の水 者 産の 場 合府 政 住 策の は県 \mathcal{O} 都 所 の道 旧在 被地 限府 り県 承の

- 口 漁業者ではな ろ の採捕に 申請者の 係 住 る都道府県知事が行う採捕 所 い旨の意見書があること。 \mathcal{O} 所 在 \mathcal{O} 都 道 県 \mathcal{O} 水産主務課長 停止命令に 明ら に ょ る カン に くろ 従 わ な ま い
- 申請者が、次の①から③までのら一年を経過していない者ではな 基 づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認 法第百二十一条第 兀 命令が出された日又は承認を取り項で準用する同法第百二十条第十 い者ではないこと。 消 _ さ項 れの た規 日定 かに
- وح کے ہ
- いう。 団員でなくなった日から五年を経過しな 七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力 暴力団員による不当な行為の |防止等に関する法律(平成のいずれにも該当しないこ 1 者 _ (以下 芀 団 三年 員 等 法 _ لح
- 2 る者をいう。 法人であって、 \mathcal{O} 中に暴力団員等に該当する者が その役員又は使用人 (操船又は漁ろうを あ る \mathcal{O} 指 揮 監 す
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (2) 令和七年二月十日までに旧被承認者から当該承 者に代わって、(1)の規定による承認を受けることが府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該 (1) 瀬戸内海に \mathcal{O} 1 及 び 口 において、 の条件 沿岸くろまぐろ漁業を営もうとす - は適用 しな い旨の意見書がある場 *١* ٥ 認 にこ で 都 る 合 道府 る 地位 き る。 者 県 は を承 旧 被 \mathcal{O} 承認 都道 当該
- 3 瀬戸内海にお することのできない者は、(1) て「当該者」という。 年二月 て沿岸くろまぐろ漁業を営もうとす 日まで $\overline{}$ であ って、か の規定にかか、旧り 7 つ、 委員 わ 被 会 らず 承る者 \mathcal{O} 認 者が以 認 を 使 受 用 5 でする船 地位を け 3 る

するものとする。 できる びに次 にの げる 合 お 及い 7 び 口 の条件を を満 当該者が めっ (1) るとき の はハ 及 承び

- 1 はじめとする漁業関係法令を遵守 ついて次に掲げる 当該者は、くろまぐろの \mathcal{O} 所 ① 及 びの ②を満 漁獲に係る都 す る者 す \mathcal{O} 旨 道 で \mathcal{O} 意 あ 主 見 る 県 こと が 書 行 \mathcal{O} 長 う 提 カン 出ら 採 が 捕 あ該 停 る 止 者 こと。 命 令 を
- 間当初 が 者に対し 可能であ に対し、くろまぐろの漁獲を一キログラ当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都 いること 支障 道 以上テっ原をきたさず、 せる さ 機 かれ 会 った \mathcal{O} 付当理 与該期
- 口 と判断されること。国際的に定められた管理工人の意見書の内容や拠し 理措道 置府 の県 範に 井 お とけ のる 関 過 係去 での 承 漁 認 獲 状 L (沢等を踏 がま なえ い
- 五号による誓約 の規定による登録の謄 を受けたも 認申請書に、 受けたものである旨当該申請に係る船舶 を添えて委員会事務 旧被承認者が現に 1) 又は 省略す $\widehat{\underbrace{3}}$ 書を添え、 漁船法の とが 所 本 規 昭和 \mathcal{O} 局 定 12 以 Ĺ 確 12 0 更に 認を都 提出 7 て る承 いる承 $\widehat{\underline{2}}$ (2) の謄 五. 年法の なけ 道 漁 認 法れ証 証及び別記様式第三号に規定による申請の場合に 本 県 第 第百 カン 十条第 ならな لح 5 受け いう。 引 刊 別 記 様 式 第 こときは、原常一項の規定によない。たた $\overline{}$ 及 び 別記 条 よる登 あ 申請 ょ 様 第 ^つ る廃 式 第 者 て 本

認証 \mathcal{O} と 変更等

- をした $\overline{}$ 式第二号に 委員 にときは、 会は よる承認 そ 証 1 を 交付 す る。 以下 3 現 4 被 \mathcal{O} 承認者 (2) 若し こと こいう。) $\frac{1}{4}$ 別 \mathcal{O} 記承 様
- $\widehat{2}$ 現被承認者は 委員会に 変更 \mathcal{O} 承 認申 申 請 を 書 \mathcal{O} そ 記 の承認 載 事 項 を受け 更 な が た ときは
- 3 規定に 場合にあっている。 VI ょ きは \mathcal{O} ただ る 承認証 規 変 定 更 足による登録を受けたし、申請者が、当該中 \mathcal{O} 原 原を添え、 原簿謄本を添 \mathcal{O} 添 更に 別記 付 を え船 様 加名又は船船 式第一 た 省 申請 ŧ のに 係る船 であ ることが 会舶 る旨 事 総 務局 舶 のに 承 きる 12 数 認 確 0 の変更 提 認 11 7 を 出
- 4 承 の 当 、 該 承認 ハの 期 し、係 当該

府 県 \mathcal{O} 申請 別漁 を 獲 可 た はの これ 守 を承 支障 認 が ない げ 旨 \mathcal{O} ば 意 見 な 5 書を添えて当該 な 0 承認 \mathcal{O}

- $\widehat{5}$ 認を都 提出し て、 $\widehat{4}$ 別記 現被承 なけ 道漁 様 府 \mathcal{O} 県法れ式認 規 か第 ば 第 者 定 五号によるに際は、 十条第 ならな 5 受け 現に る承 い。ただよる誓約 たと項。 所 とき 持 認 \mathcal{O} \mathcal{O} つは、原簿謄本のその規定による登録な 7 申 いる承認 書及 請 は 申請者が び原簿謄本を添えて委員会 别 証 記 様 添付 を受けたも 別記 式第 当該 を 様式第三号 一号によ たもので、申請に係 省 略 す であ る る 承 事務局 る旨 船舶 لح よ認 が る での に 廃 き確 つに
- 6 届け 号による廃業届に、)現被承認者は、当 出 なけ れ ば な 5 当該 な 現 に、 漁 11 所 業を廃止 持 L て いる承認証が を添えて 速 やか に ` 委員会事: 務 式 第 局 に三

5 承 認 証 \mathcal{O} 再交 付

- 1 を受け 第四号による 承 認 を受け なけ ń 承 ば たの ならな 認者申証は請 再 11 交付申請書を委員会事承認証を亡失し、又は し、 毀損 務 局 に た 提 にときは 出 し そ 別 \mathcal{O} 再 記 交 様 付式
- $\widehat{2}$ ことが をも 3 てい \mathcal{O} 0 って、これに代えが困難な場合は、 、る承認 $\widehat{\underline{4}}$ 証 並 につにいる い え いて、亡失又は毀損に4の(3)、(5)な んることができるもの別記様式第四号によ による承認証再交付中類により委員会事務日及び(6)に規定す よる承認証 \mathcal{O} とする 局 す 申 請 にる 提 現 書 出に \mathcal{O} す 出る 持

6 承 認 \mathcal{O} 取 消 等

- $\widehat{\underline{1}}$ に定めるも 委員会会長 \mathcal{O} とす は \mathcal{L} Ź の指 示 に 違 反 した者 \sim \mathcal{O} 対 応及び 処分方針 12 0 11 7 別
- 2 を委員会事務局 を取り消すも 委員会は の承 とし、 認 に · 返納 を受け 当 該 た 取 者 け れ消が ば を受け ならな たずれ はかに 速やかに、その のは 承 認 承 証認
- イ 載さ 3 又は て 4 11 ることがの申請の 際 明 か 提 出 書類 った場合 \mathcal{O} 記載内 容に 事実と異なること が 記
- 口 定 第 づ 百 + 一条第 産 大 四 臣項らのな に \mathcal{O} 命おに いな -に違反 する法第百二十条第十 た場合 項 \mathcal{O} 規

7 指

す る の示 指 0 \mathcal{O} 宗 有 の効 有期 効間 期 間 は 令 和 七 年 --- 月 --- 日 か 5 令 和 九年三月三十 __ 日 ま で

8 そ \mathcal{O} 他

 \mathcal{O} 指 示 \mathcal{O} 実施 に 関 L 必要な事項に 9 1 7 は、 委員会会長が 別 に 定め ると

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所:

氏名:

沿岸くろまぐろ漁業について、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十七号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

	都道府県		所属漁協・支	所			
/		現行・新規(どちらかに〇)			変更(該当項目のみ記入)		
	承認番号	(新規の場合は空欄)					
	氏 名						
	申請者住所						
使用	船名						
使用する	漁船登録番号						
船舶	船舶総トン数						
	漁業の方法						
	操業海域						
操業予定時期							
	水揚げ市場 (又は漁協)						
	備考						

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者(職・氏名):

※1申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

※2水揚げ市場(又は漁協)について複数ある場合は全て記載すること。

沿岸くろまぐろ漁業承認証								
承認番号								
住 所								
氏 名								
船名								
漁船登録 番 号								
承認期間	OO 年 OO 年		日から 日まで					
年	月 日							
瀬戸内海広域漁業調整委員会会長								

備考:用紙は、日本産業規格A6とする。

廃 業 届

〇〇 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所:

氏名:

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

承認証再交付申請書

〇〇 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所:

氏名:

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

適格性に関する誓約書

〇〇 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所:

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名:

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ② 法人であって、その役員又は使用人(操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。) の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

新

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第47号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認 制の違反者への対応及び処分方針

令和6年11月29日

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第42号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認 制の違反者への対応及び処分方針

令和4年 12 月9日

瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、瀬戸内海広域漁業調整委員 への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等において (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等において は、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じ て調査等を実施。
 - *必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名に(2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名に よる指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応・処分基準

(1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる 場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は 以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
①承認を受けずに沿岸くろま	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第
ぐろ漁業を営んだ場合	120 条第8項に基づき農林水産大臣に対し
	て指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏
	付命令の申請)をする。(注)
②漁業法第 121 条第4項で	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、
準用する同法第 120 条第	承認を取り消す。
11 項の規定に基づく農林	
水産大臣の命令に違反し	
た場合	

注: 裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申 請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、瀬戸内海広域漁業調整委員 会指示第 47 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者 会指示第 42 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者 への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- は、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて 調査等を実施。
 - *必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。
- よる指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応・処分基準

|(1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場 合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以 下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
①承認を受けずに沿岸くろま	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第
ぐろ漁業を営んだ場合	120 条第8項に基づき農林水産大臣に対し
	て指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏
	付命令の申請)をする。(注)
②漁業法第 121 条第4項で	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、
準用する同法第 120 条第	承認を取り消す。
11 項の規定に基づく農林	
水産大臣の命令に違反し	
た場合	

注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申 請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

(2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場 (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場

合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請 を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対し て、異議があれば 15 日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期 間は催告日の翌日から起算するものとする。)。
- を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うこ とができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委 (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委 員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- 場合には、2の対応・処分を行う。

合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請 を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

- |(1)2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対し て、異議があれば 15 日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期 間は催告日の翌日から起算するものとする。)。
- (2)(1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞し(2)(1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を 行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うこと ができる。
 - 員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない 場合には、2の対応・処分を行う。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 47 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)

令和6年11月29日

瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、瀬戸内海広域 漁業調整委員会指示第 47 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づ き、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり 定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。
 - *必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応・処分基準

(1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わない と見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委 員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
①承認を受けずに沿岸くろま	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第
ぐろ漁業を営んだ場合	120 条第8項に基づき農林水産大臣に対し
	て指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏
	付命令の申請)をする。(注)
②漁業法第 121 条第4項で	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、
準用する同法第 120 条第	承認を取り消す。
11 項の規定に基づく農林	
水産大臣の命令に違反し	
た場合	

- 注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。
- (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が 悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得ら れた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員

会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分 予定者に対して、異議があれば 15 日以内に申し出るべき旨を催告しなけ ればならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとす る。)。
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

新

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第47号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の 事務取扱要領

令和6年11月29日策定

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第42号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の 事務取扱要領

令和4年12月9日策定

瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、瀬戸内海広域漁業調整委員 する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理 し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

- ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証 明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報 告書とし、書類の写しを添付するものとする。
- ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合 は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示 の3の(2)の意見書についても同様とする。
- ③ 委員会指示の3の(1)の口のくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命 令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、
 - 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかに している場合
 - 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わな い、協力が得られない等の指摘があった場合

等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題な いと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁 業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。

なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和7年2月10日のため、委員会指示 の3の(1)の口の「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和 6管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について 意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和6管理年度中に1)や2)に該 当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、瀬戸内海広域漁業調整委員 会指示第 47 号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関 会指示第 42 号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関 する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理 し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

- ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証 明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報 告書とし、書類の写しを添付するものとする。
- ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合 は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示 の3の(2)の意見書についても同様とする。
- ③ 委員会指示の3の(1)の口のくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命 令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、
 - 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかに している場合
 - 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わな い、協力が得られない等の指摘があった場合

等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題な いと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁 業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。

なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和5年2月10日のため、委員会指示 の3の(1)の口の「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和 4管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について 意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和4管理年度中に1)や2)に該 当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

- <u>ア</u> 委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。
- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

- イ 委員会指示の3の(3)の承認は、以下により取り扱うものとする。
- ① 委員会指示の3の(3)のロの「国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること」とは、委員会指示の3の(3)の規定等による我が国全体の承認数の合計が5000を超えていないことをいう。
- ② 各都道府県は意見書の提出に先立ち、令和7年1月24日までに当該申請見込数を報告するものとする。これを集計した結果、5000を超える場合は、当該申請見込数の合計に占める各都道府県の申請見込数の比率に応じて承認可能数の調整を行い、各都道府県の申請上限を定める。その上で、当該申請上限の範囲内で申請書の提出を行うよう指示を行う。その際の提出期限は指示の受領日を除く14日以内とする。
- ③ ②の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ④ ③の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4) 並びに4の(3)、(5) 及び(6)の申請書等の提出先は、委員会事務局とする。

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。
- (2) (1) に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
 - ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ 漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶につ

(2) 承継承認等について

委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

(新設)

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の($\frac{3}{2}$)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、委員会事務局とする。

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。
- (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
 - ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶につ

いて当該承認を申請する場合

② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没 したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請 する場合

とする。

5. その他

- 書類を整理すると、別表のとおりとなる。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令 第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20ト ン未満の動力漁船により我が国 200 海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国 等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁 業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該し 当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
- ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することがで きる。
- ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修 正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に 割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員 会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、「S」(瀬戸内海)を記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入す る場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

いて当該承認を申請する場合

② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没 したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請 する場合とする。

5. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる (1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる 書類を整理すると、別表のとおりとなる。
 - (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令 第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20ト ン未満の動力漁船により我が国 200 海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国 等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁 業として扱うものとする。
 - (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該 当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
 - ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することがで きる。
 - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修 正することができる。
 - (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に 割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員 会事務局が指定するものとする。
 - (5) 操業海域は、「S」(瀬戸内海)を記入するものとする。
 - (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入す る場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表 くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

				· ·	7 - 1 .			
			様コ	£*1		田		
		第一号	第三号	第四号	第五号	承 承認番号 認 の対応 証		摘要
変更申請	承認証の記載事項**2 に 変更がない場合	0	_	Δ	_	_	_	申請を受理し、承認者情報を内部処理 によって修正(承認証は交付しない)。
請	変更がある場合	0	_	Δ	_	0	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		_	Δ	_	0	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	0	0	\triangle	0	0	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
申請	廃業見合新規(者も船も変わる)**3	0	0	Δ	0	0	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請			_	0	_	_	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		_	0	Δ	_	0	_	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

- ※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書
- ※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

※3 委員会指示の3の(3)の規定による申請の場合は、様式第三号及び旧承認証の提出は要さない。

- ・承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・承認証の承認期間にかかる記載は令和 $\frac{7}{2}$ 年4月1日~令和 $\frac{9}{2}$ 年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日と しない。)。ただし、廃業見合新規<u>(委員会指示の3の(3)の規定による申請を除く。)</u>の承認については、始期を施行日とする。
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。
- ・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

別表 くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

			様コ	大※1		ll ll			
		第一号	第三号	第四号	第五号	承認証	承認番号 の対応	摘要	
変更申請	承認証の記載事項**2 に 変更がない場合	0	_	Δ	_	_	_	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正(承認証は交付しない)。	
請	変更がある場合	0	_	Δ	_	0	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。	
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		0	_	Δ		0	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。	
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	0	0	Δ	0	0	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。	
請	廃業見合新規(者も船も変わる) ^{※3}	0	0	Δ	0	0	新番号を付与	承認証を交付する。	
再交付申請		_	_	0	_	_	旧番号を継続	承認証を再交付する。	
単純な廃業		_	0	Δ	_	0	_	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。	

- ※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書
- ※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

(新設)

- ・承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・承認証の承認期間にかかる記載は令和<u>5</u>年4月1日~令和<u>7</u>年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日と しない。)。ただし、廃業見合新規の承認については、始期を施行日とする。
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。 ・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

沿岸くろまぐろ漁業申請見込数報告書(新規)

令和 7年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

都道府県担当者

沿岸くろまぐろ漁業について、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十七号の八に 基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領2の(2)のイの②に基づき、新 規操業を希望する者の申請見込数が下記のとおり〇〇件であったことを報告します。

申請見込者氏名	所属漁協・支所	船名	申請見込者住所

上記内容に虚偽又は不正の記載があった場合、申請見込数として認められない場 合があることを確認しました。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 47 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の 承認制の事務取扱要領(案)

令和6年11月29日策定

瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第47号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

- ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有する こと」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁 業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。
- ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。
- ③ 委員会指示の3の(1)の口のくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、
 - 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないこと を明らかにしている場合
 - 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導 に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合

等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。

なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和7年2月10日のため、委員会指示の3の(1)の口の「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和6管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和6管理年度中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

- ア 委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り 扱うものとする。
- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

- イ 委員会指示の3の(3)の承認は、以下により取り扱うものとする。
- ① 委員会指示の3の(3)の口の「国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること」とは、委員会指示の3の(3)の規定等による我が国全体の承認数の合計が5000を超えていないことをいう。
- ② 各都道府県は意見書の提出に先立ち、令和7年1月 24 日までに当該申請見込数を報告するものとする。これを集計した結果、5000 を超える場合は、当該申請見込数の合計に占める各都道府県の申請見込数の比率に応じて承認可能数の調整を行い、各都道府県の申請上限を定める。その上で、当該申請上限の範囲内で申請書の提出を行うよう指示を行う。その際の提出期限は指示の受領日を除く14 日以内とする。
- ③ ②の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ④ ③の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は 要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、委員会事務局とする。

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。
- (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
 - ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸く

ろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、 他の船舶について当該承認を申請する場合

② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、 又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶につい て当該承認を申請する場合

とする。

5. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年 農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有す る者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろまぐろを 採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条 件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
 - ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正する ことができる。
 - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承 認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承 認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、「S」(瀬戸内海)を記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表 くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

			様式	弋*1				
		第一号	第三号	第四号	第五号	旧承認証	承認番号 の対応	摘要
変更申請	承認証の記載事項*2に 変更がない場合	0	_	Δ	_	_	_	申請を受理し、承認者情報を内部 処理によって修正(承認証は交付 しない)。
請	変更がある場合	\bigcirc	—	\triangle		0	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		_	Δ		0	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場 合)	0	0	Δ	0	0	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
請	廃業見合新規(者も船も変わる) *3	0	0	\triangle	0	0	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請				0	_	_	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	0	Δ	_	0	_	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

- ※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書
- ※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号
- ※3 委員会指示の3の(3)の規定による申請の場合は、様式第三号及び旧承認証の提出は要さない。
- ・承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・承認証の承認期間にかかる記載は令和7年4月1日~令和9年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る 決裁の施行日としない。)。ただし、廃業見合新規(委員会指示の3の(3)の規定による申請を除く。)の承認については、始期を施 行日とする。
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。
- ・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。